

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員等の旅費に関する規則

平成27年4月1日

規則第11号

改正 平成29年6月1日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員等の旅費に関する条例（平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(旅行命令取消等の場合における旅費)

第3条 条例第3条第4項の規定により支給する旅費の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所若しくは居所の移転のため又は外国への旅行に伴う支度のために支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料又は支度料の3分の1に相当する額の範囲内の額
- (3) 外国への旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた範囲内の額

(旅費喪失の場合における旅費)

第4条 条例第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、次に定めるとおりとする。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額
- 2 条例第3条第5項のその他規則で定める事情とは、宿泊施設の火災その他本人の責めに帰すべきでない理由で任命権者が管理者に協議して定めるものをいう。

（損失又は喪失した旅費額の請求）

第5条 条例第3条第4項及び第5項に規定する旅費の支給を受けることができる者が条例第12条の規定により前2条に規定する損失又は喪失した旅費額を請求する場合には、その損失又は喪失を証明する書類を旅費請求書に添付しなければならない。

（旅行命令書）

第6条 条例第4条第4項に規定する旅行命令書の様式は、管理者が別に定める。

（旅行命令の変更の申請）

第7条 旅行者が条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明することのできる書類を提出しなければならない。

（路程の計算）

第8条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者の調べに係る路線図及び旅行命令権者の承認を受け自家用自動車を使用して旅行した場合における自家用自動車の走行した路程
- 2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、官公署その他当該路程の計算について信頼することのできる者の証明による路程によることができる。
- 3 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前2項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

（旅行諸費を支給しない範囲）

第9条 条例第17条ただし書に規定する規則で定める範囲は、別表による。

第10条 削除

(旅費の調整)

第11条 条例第38条第1項中「この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合」とは、次の各号に掲げる場合のように、条例の規定どおりの旅費（以下「正規の旅費」という。）を支給することが旅費計算の建前に照らして適当でない場合をいい、この場合においては、当該各号に定める基準により旅費の調整を行うものとする。

- (1) 公用又は組合雇上げの自動車により旅行する場合 車賃は支給しないものとする。
- (2) 赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たない場合その現実の路程に応じた条例別表第1の移転料の定額による額とする。
- (3) 着後手当を支給する場合において、次のア及びイに掲げる理由により正規の着後手当を支給することが適当でないとき 当該ア及びイに定める基準による着後手当を支給するものとする。
 - ア 旅行者が新在勤地に到着後直ちに職員住宅又は自宅に入る場合 旅行諸費定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額
 - イ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合 旅行諸費定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額
- (4) 各種研修、講習等のための旅行で、主催者等において指定する宿泊施設に宿泊し、その宿泊に要する経費が条例別表第1に掲げる宿泊料の額未満の場合宿泊料を減額することができる。
- (5) 長期にわたる旅行で、主として同一市町村に滞在する場合 宿泊料に限り減額することができる。
- (6) 負担金又は組合費以外から旅費が支給される場合は、条例による所定の旅費の全部又は一部を支給しない。
- (7) 管理者及び副管理者（これらと同一の旅費額を支給される者を含む。以下同じ。）の旅行に随行する場合で、管理者及び副管理者と同一の旅費額を支給しなければ公務上支障を來すとき 日当を除くほか、管理者及び副管理者と同一の旅費を支給することができる。

(内国旅行甲地方の範囲)

第12条 条例別表第1の1の備考に規定する規則で定める地域は、東京都のうち特別区並びに大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市の地域とする。

2 条例別表第1の1の備考に規定する規則で定めるものは、さいたま市、千葉市、川崎市、堺市、広島市及び福岡市の地域とする。

(外国旅行指定都市の範囲)

第13条 条例別表第2の1の備考1に規定する規則で定める都市は、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。

(外国旅行に係る地域の定義)

第14条 条例別表第2の1の備考1に規定する次の各号に掲げる地域として規則で定める地域は、当該各号に定める地域とする。

- (1) 北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
- (2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英國、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
- (3) 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
- (4) アジア地域（本邦を除く。） アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
- (5) 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ

- (6) 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）
- (7) アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く。）
- (8) 南極地域 南極大陸及び周辺の島しょ
(外国旅行甲地方の範囲)

第15条 条例別表第2の1の備考1に規定する甲地方は、前条第1号から第3号までに定める地域のうち第13条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

(外国旅行丙地方の範囲)

第16条 条例別表第2の1の備考1に規定する丙地方は、第14条第4号、第5号、第7号及び第8号に定める地域のうち第13条の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する

附 則（平成29年規則第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

沼津市 热海市 三島市 富士宮市 伊東市 富士市 御殿場市 下田市 褐
野市 伊豆市 伊豆の国市 賀茂郡 田方郡 駿東郡

備考 この表の市町の区域において宿泊を要する場合の旅行諸費は、1日に限
り定額を支給する。